

芝山町耐震改修促進計画

(2021-2025)

素案

令和3年3月

芝 山 町

目 次

用語の定義

第 1 章 はじめに.....	1
1. 計画改定の背景.....	1
2. 耐震改修促進計画の目的と位置付け.....	4
3. 計画期間と計画の進め方.....	5
4. 対象区域及び対象建築物.....	5
第 2 章 基本方針.....	9
1. 想定する地震の規模・被害の状況.....	9
2. 住宅の耐震化の現状と目標.....	11
3. 民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標.....	13
4. 町有建築物の耐震化の現状と目標.....	15
第 3 章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	16
1. 基本的な取組方針.....	16
2. 普及啓発.....	17
3. 耐震化を促進するための環境整備.....	18
4. 耐震化の促進を図るための施策.....	19
5. 関係団体との連携.....	21
第 4 章 総合的な安全対策.....	22
1. 木造戸建て住宅に対する小規模型耐震改修工事の周知.....	22
2. 芝山町空家等対策計画に基づく空家対策との連携.....	22
3. 家具の転倒防止対策・耐震シェルター等の周知.....	22
4. ブロック塀等の安全対策.....	22
5. 落下物・倒壊物等の安全対策.....	23
6. リフォーム等にあわせた耐震改修工事の誘導.....	23
7. 建築物の敷地の安全対策.....	23

巻末資料..... 資料-1

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）... 資料-1
2. 耐震改修促進法（抜粋）..... 資料-6
3. 芝山町木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度..... 資料-12
4. 危険ブロック塀等対策事業補助制度..... 資料-14
5. 耐震改修に関する税の特例措置..... 資料-15
6. ブロック塀等の安全性確保に向けた所有者向けの啓発チラシ..... 資料-16
7. 芝山町地震ハザードマップ..... 資料-18

用語の定義

本計画書で使用している用語の定義は以下のとおりです。

耐震診断	地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和 56 年 6 月 1 日、建築基準法の耐震基準の施行より以前に用いられていた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。
新耐震基準	昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の耐震基準。阪神・淡路大震災でも、新耐震基準による建築物では大きな被害が少なかった。
耐震性を満たす	大地震に対し、新耐震基準と同レベルの耐震性能を持つこと。
耐震性不明建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準により建築された建築物で、耐震性能が不明な建築物。
耐震化率	すべての建築物のうちの、耐震性を満たす建築物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性を満たすとされたもの、耐震改修済のもの）の割合。 $\text{耐震化率} = \frac{\text{新耐震基準の建築物数} + \text{耐震診断で耐震性を満たす建築物数} + \text{耐震改修済建築物数}}{\text{すべての建築物数}}$
ブロック塀等	コンクリートブロック塀、組積造（レンガ造、石造）の塀、万年塀その他これらに類する塀及びこれらと一体の門柱並びに基礎をいう。

第1章 はじめに

1. 計画改定の背景

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

地震は、世界のどの地域でも発生するわけではなく、プレートが潜りこみを起こす地域（太平洋を取り巻く地域とインドネシアからイタリアに至る地域）に集中して発生しています。日本は、環太平洋地震帯に位置し、地殻変動が激しく、地震活動が活発で、世界全体における大規模地震（マグニチュード 6.0 以上）の 5 分の 1 が日本で発生しています。

特に、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われました。近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、平成 23 年 3 月 11 日には東日本大震災が発生し、津波を要因とするものを中心とした死者数約 19,729 人、行方不明者 2,559 人の被害（令和 2 年 9 月 9 日現在）が生じました。

平成 7 年の阪神・淡路大震災においては、死者数のうち約 9 割が建築物に起因するものであり、昭和 56 年以前に建築された現行耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が見られました。

平成 28 年 4 月には、熊本県において、最大震度 7 を記録する地震が 2 度にわたって発生し、昭和 56 年以前に建築された耐震性の不十分な木造建築物について被害率が多かったことが報告されています。

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測し、地震による死者 6 名のうち 2 名がブロック塀の倒壊によるもので、小学生が被害にあう痛ましいものとなりました。

表 1-1 阪神・淡路大震災の人的・建物被害

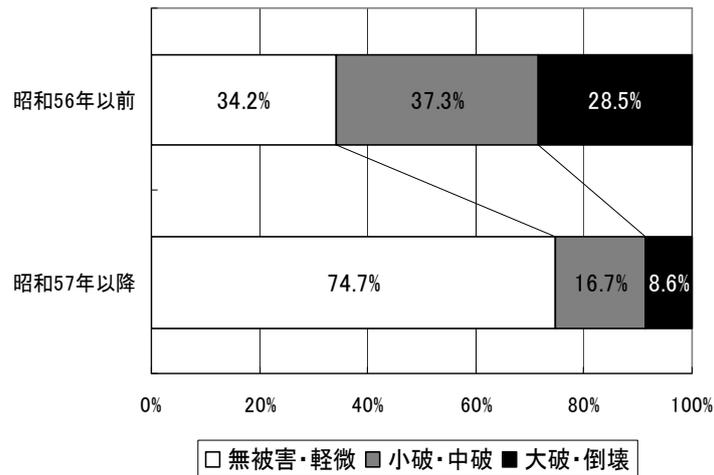
区分	被害数
死者	6,434 人
行方不明者	3 人
負傷者	43,792 人
家屋全壊	104,906 棟
家屋半壊	144,274 棟
焼損	7,574 棟

出典：阪神・淡路大震災について（確定報）
（平成 18 年 5 月 19 日 消防庁）

表 1-2 被災直後の死亡者の死因

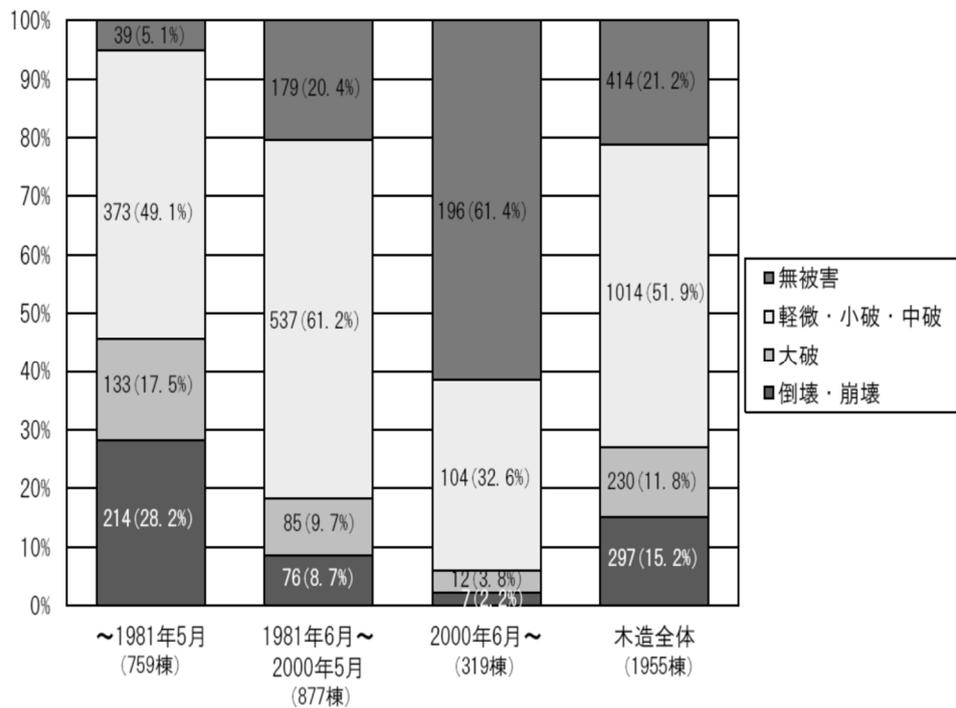
死因	死者数
家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831 人(88%)
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550 人(10%)
その他	121 人(2%)
合計	5,502 人

出典：平成 7 年度版「警察白書」
（平成 7 年 4 月 24 日現在 警察庁調べ）



出典：平成7年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告（建設省）

図 1-1 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況の差



出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（平成28年9月、国土交通省国土技術政策総合研究所）

図 1-2 熊本地震における木造の建築時期別の被害状況

(2)耐震改修促進法の改正

国は、平成 28 年 3 月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）」（以下、「基本方針」という。）を改正し、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和 2 年までに少なくとも 95%にすることを目標とするとともに、令和 7 年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを新たな目標としました。

その後、平成 28 年 4 月に発生し震度 7 を 2 度観測した熊本地震では、旧耐震基準の木造建築物の倒壊率が高かったことから、これらの建築物の耐震化の必要性を改めて認識させられることとなりました。

さらに、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀等の倒壊被害が生じ、このことをきっかけとして建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下、「耐震改修促進法」という。）が改正され、耐震改修促進法施行令第 4 条の通行障害建築物の要件に、建築物に付属する組積造の塀が追加されました。

千葉県では、基本方針の改正を受け、平成 19 年 3 月に「千葉県耐震改修促進計画（平成 31 年 3 月一部改正）」（以下「県計画」という。）を策定しています。この中では、原則として全ての市町村において、耐震改修促進計画の策定に努めるように定められています。

これらを受け、町では、近年の大規模な地震の頻発等による、地震対策の必要性・重要性が増す中、地震の被害から町民の生命、身体及び財産を守るため、地震対策の主なテーマのひとつである、住宅・建築物の耐震化を促進する計画として、平成 26 年 3 月に策定された計画（以下「前回計画」という。）を改定し、芝山町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）とするものです。

2. 耐震改修促進計画の目的と位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、地震により想定される被害の半減を目指し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、町内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い町を実現することを目的とするものです。

また、本計画は、県計画を勘案しつつ、芝山町総合計画等における町政運営の方針を踏まえ、芝山町地域防災計画との整合が図られるものとし、町内の住宅・建築物に関する耐震化の指針となるものです。

■ 計画の位置付け

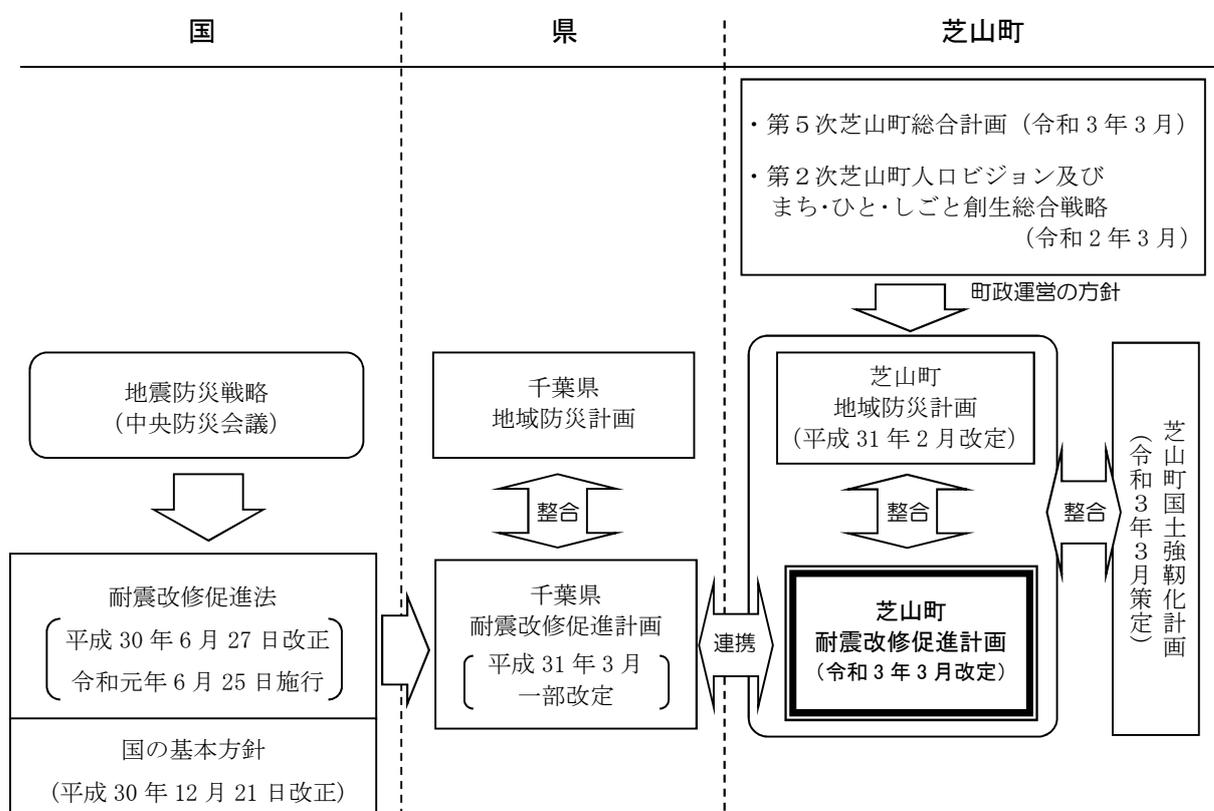


図 1-3 芝山町耐震改修促進計画の位置付け

3. 計画期間と計画の進め方

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

耐震に関して認識を高めるため、県と連携しながら意識啓発・知識の普及を重視し、本計画で示した施策方針の実現化を推進します。

その後、各種施策による耐震化を進めるとともに、耐震化率の進捗管理及び定期的な施策の検証を実施し、必要に応じて施策や計画内容について見直しを行うものです。

4. 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は町全域とします。

対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物のうち、次の表1-3に示すものです。

なお、平成31年1月1日付け建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正を踏まえ、避難路沿道の通行障害建築物の対象として、避難路沿道の建築物に付属する一定規模以上のブロック塀等についても対象に含めることとしています。

表 1-3 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類		備 考
住 宅	戸建て住宅	兼用・併用住宅を含む。
	共同住宅等	上記以外の住宅（賃貸共同住宅、寄宿舍、下宿、長屋）
民間の特定既存耐震不適格建築物	法第14条第1号	耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格建築物のうち民間建築物であるもの。
	法第14条第2号	多数の者が利用する建築物
	法第14条第3号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 避難路沿道の通行障害建築物（避難路沿道の建築物に付属する一定規模以上のブロック塀等を含む）
町有建築物		災害応急対策活動に必要な施設 ・災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 ・避難所指定の建築物 ・災害時要援護者のための建築物 その他の施設 ・不特定多数が利用する建築物 ・その他の建築物

※特定既存耐震不適格建築物については P6 に詳細を掲載

※国有建築物、県有建築物を除く。

表 1-4 特定既存耐震不適格建築物一覧

法第14条	政令第6条第2項	耐震改修促進法での用途区分	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上	
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
		ホテル、旅館				
		博物館、美術館、図書館				
		遊技場				
		公衆浴場				
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
学校	第2号以外の学校	—	—			
卸売市場	—	—	—			
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	—	—	—			
事務所	—	—	—			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	—	—	—			
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上		
第2号	危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物 (表 1-5参照)	500㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)		

法第14条	政令第6条第2項	耐震改修促進法での用途区分	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
第3号		避難路沿道の通行障害建築物等	<p>①耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)</p> <p>②耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の1/2に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建築物に付属するもの</p>	左に同じ	<p>①耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)</p> <p>②耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の1/2に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建築物に付属するもの</p>
第5条第3項第1号		防災拠点である建築物	—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

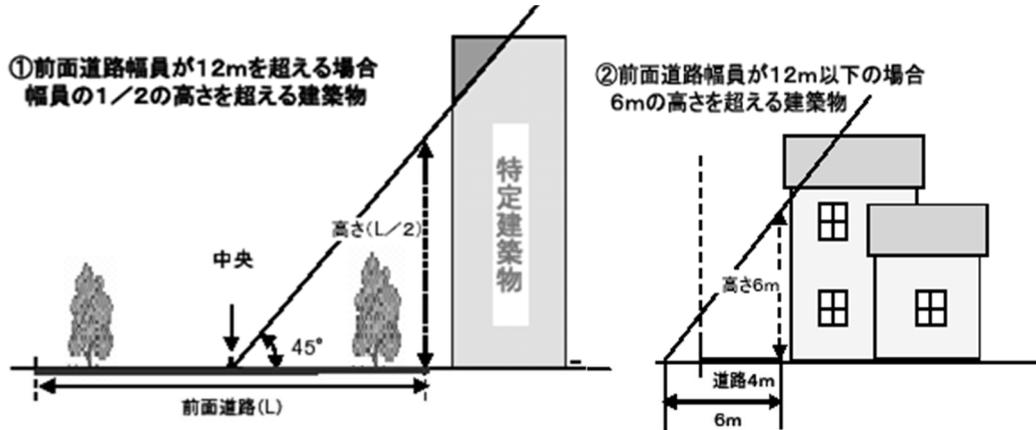
表 1-5 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他火薬を使用した加工品	10 t
その他爆薬を使用した加工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン (※)
⑤可燃性のガス (⑥及び⑦を除く。)	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並型マッチ (56×36×17mm) で7,200 個、約 120kg。

通行障害建築物等の要件

規制対象となる避難路沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。



前面道路に面する部分の長さが25m（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、8m以上25m未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の1/2に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建築物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するものを対象とします。

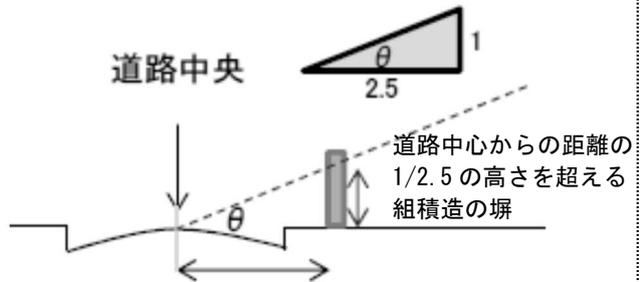


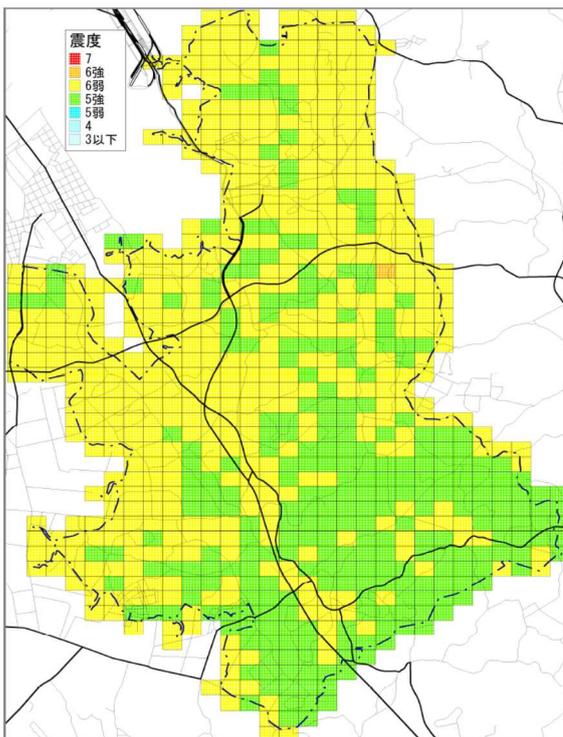
図 1-4 通行障害建築物等（ブロック塀等を含む）の要件

第2章 基本方針

1. 想定する地震の規模・被害の状況

千葉県調査において、「千葉県北西部直下地震」が切迫性のある地震として、本町に最も影響を与えるとしております。本町における震度は大部分が5強～6弱で、局所的に震度6強と予測されています。死者や重傷者の発生は想定されていませんが、建物全壊棟数や避難者数等から、相応の被害が発生するものと予測されています。

■芝山町被害想定



出典：芝山町地域防災計画（平成31年3月）

図 2-1 千葉県北西部直下地震の震度分布図

表 2-1 被害想定

想定地震	千葉県北西部直下	
建物被害	全壊	20棟
火災	出火	0件
人的被害	死者	0人
	負傷者	20人
	避難者	430人
	帰宅困難者	5,300人
	※帰宅困難者に横芝光町分を含む	

出典：千葉県地震被害想定調査

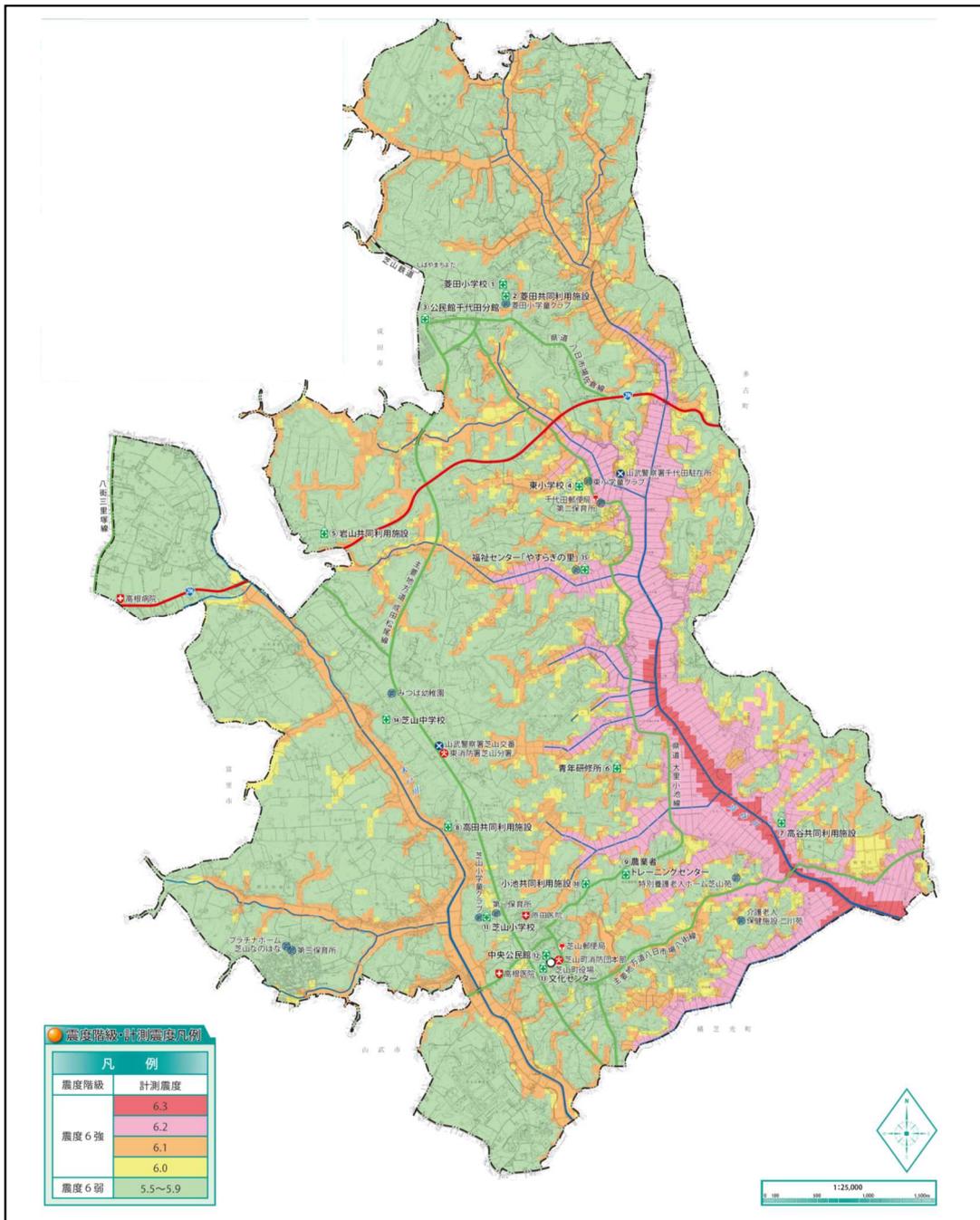
(平成26・27年)

表 2-2 被害想定

想定地震	東京湾北部地震		千葉県東方沖地震		三浦半島断層群による地震	
建物被害	全壊	6棟	全壊	6棟	全壊	0棟
火災	出火	0件	出火	0件	出火	0件
人的被害	死者	0人	死者	0人	死者	0人
	負傷者	7人	負傷者	7人	負傷者	7人
	避難者	26人	避難者	6人	避難者	1人
	帰宅困難者	845人	帰宅困難者	845人	帰宅困難者	338人

出典：千葉県地震被害想定調査（平成19年）

一方、中央防災会議が作成した防災基本計画（令和2年5月改正）では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定することが明記されており、町が作成した揺れやすさマップでも、全国どこでも起こりうる地震として最大震度6強の地震が考慮されています。



(出典：芝山町地震ハザードマップ（平成23年8月）)

図2-2 揺れやすさマップ

2. 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化率の現状

- ・現在の耐震化率：77%
- ・特に戸建て住宅の耐震化率が低い状況です。

芝山町家屋課税台帳（令和2年1月1日現在）をもとに、平成26年1月1日現在の家屋課税台帳からの推移や今後の世帯数等の推移、また県の耐震化率の算出方法を踏まえて、推計した令和2年度末の町の住宅の耐震化率は77%です（棟数割合）。

住宅の種類別にみると、戸建て住宅が75%であり、共同住宅の97%と比べて耐震化率が低い状況となっています。

令和2年度末における住宅の総数3,429棟のうち、耐震性不明建築物は805棟と推計されます。

表 2-3 住宅の耐震化の現状

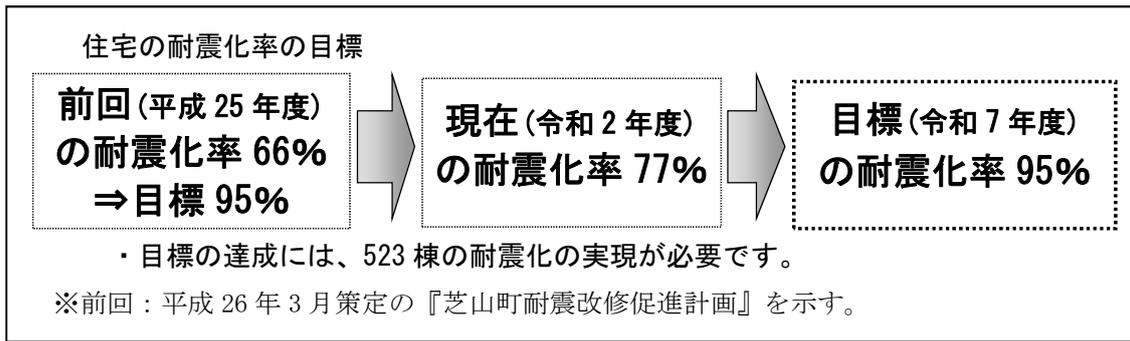
（単位：棟）

種類	構造	建築物の棟数			耐震化率 d=b/a
		全棟数 a	耐震性を 満たす棟数 b	耐震性不明 棟数 c	
戸建て住宅	木造	2,992	2,229	763	75%
	非木造	236	200	36	85%
	計	3,228	2,429	799	75%
共同住宅	木造	23	20	3	87%
	非木造	178	175	3	98%
	計	201	195	6	97%
住宅合計		3,429	2,624	805	77%

※令和2年度末の推計値は、芝山町家屋課税台帳(令和2年1月1日現在)をもとに算出

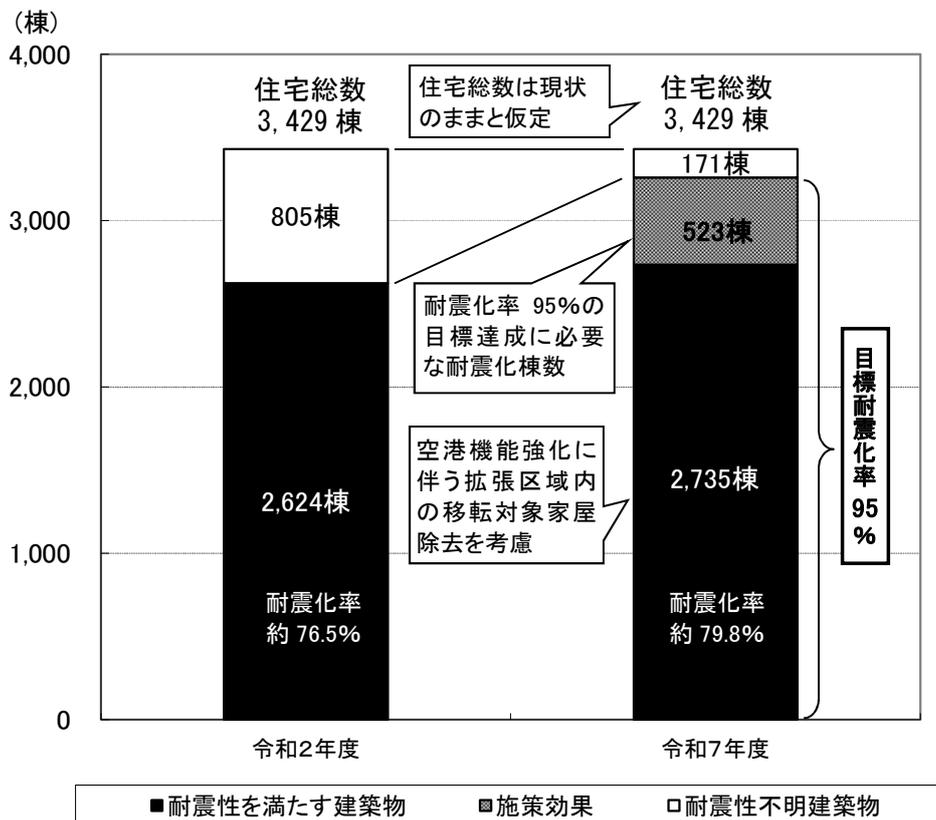
※昭和56年以前の建築物のうち新耐震基準を満たす建築物の割合は、国の新たな推計方法(令和2年)に基づく千葉県の耐震化率の算出方法を用いた

(2)住宅の耐震化の目標



これまでの耐震化の状況や成田空港の更なる機能強化に伴う空港拡張区域内の移転対象家屋除去を踏まえた場合、令和7年度における耐震化率は約80%と推計されます。

基本方針や県計画に基づき目標の耐震化率を95%とした場合、令和7年度の耐震性不明建築物棟数694棟（推計値）のうち、523棟を耐震化しなければなりません。



※芝山町家屋課税台帳（令和2年1月1日現在及び平成26年1月1日現在）に基づき、現在の住宅総数を設定した。

※芝山町人口ビジョン（2020年3月）や芝山町都市計画マスタープラン（令和元年12月）における将来（2040年）人口7500人とし、ほぼ現状維持を見込んでいることから、令和7年度の住宅総数については、現状のままと仮定した。

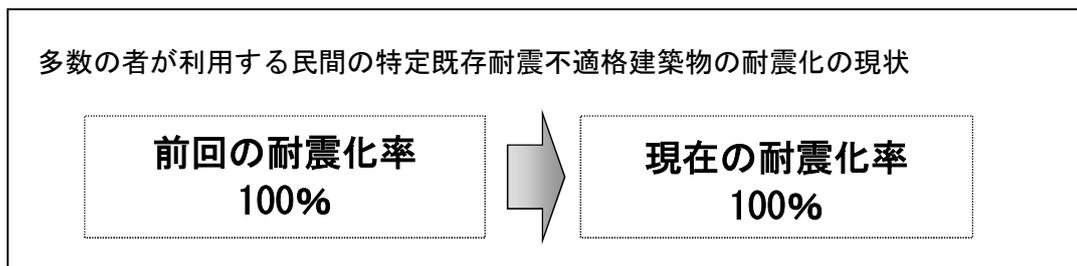
※成田空港の更なる機能強化に伴う空港拡張区域内の移転対象家屋が除去され、耐震性不明建築物がなくなり、耐震性を満たす建築物に切り替わるものと仮定した。

※町外転出や町内転入による増減は±0と仮定した。

図 2-3 住宅の耐震化の現状と目標

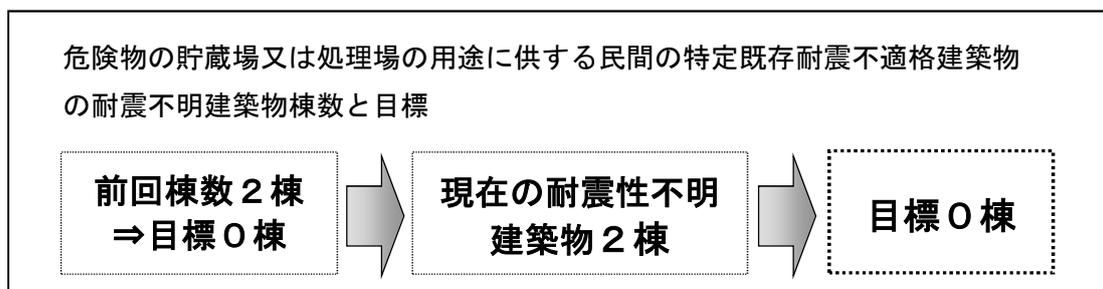
3. 民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状



芝山町家屋課税台帳（令和2年1月1日現在）より整理した、耐震改修促進法第14条第1号に規定される民間の特定既存耐震不適格建築物について、規模要件に該当する建築物が町内にありますが、いずれも新耐震基準による建築物です。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化



○火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、処理数量と建築物の状況を把握確認しながら、該当する施設の耐震性について確認を行い、耐震性が不足している場合は耐震化の促進に努めていきます。

(3) 規制対象となる避難路沿道の通行障害建築物の耐震化

ア 耐震改修促進法第14条第3号の適用を受ける道路

県計画では、地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたすことのないよう、地震時に通行を確保すべき道路として緊急輸送道路を位置付け、市町村とともに当該道路沿道の住宅・建築物の耐震化に取り組んでいくとしています。

町では、県が位置付けた緊急輸送道路を耐震改修促進法第14条第3号の地震時に通行を確保すべき路線として位置付け、当該道路に敷地が接する特定建築物の耐震化の促進に取り組めます。

【県指定 緊急輸送道路】

- ① 第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路線名	区間
国道 296 号	町内全線

- ② 第2次路線：緊急輸送道路第1次路線を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

路線名	区間
主要地方道 62 号 成田松尾線	町内全線

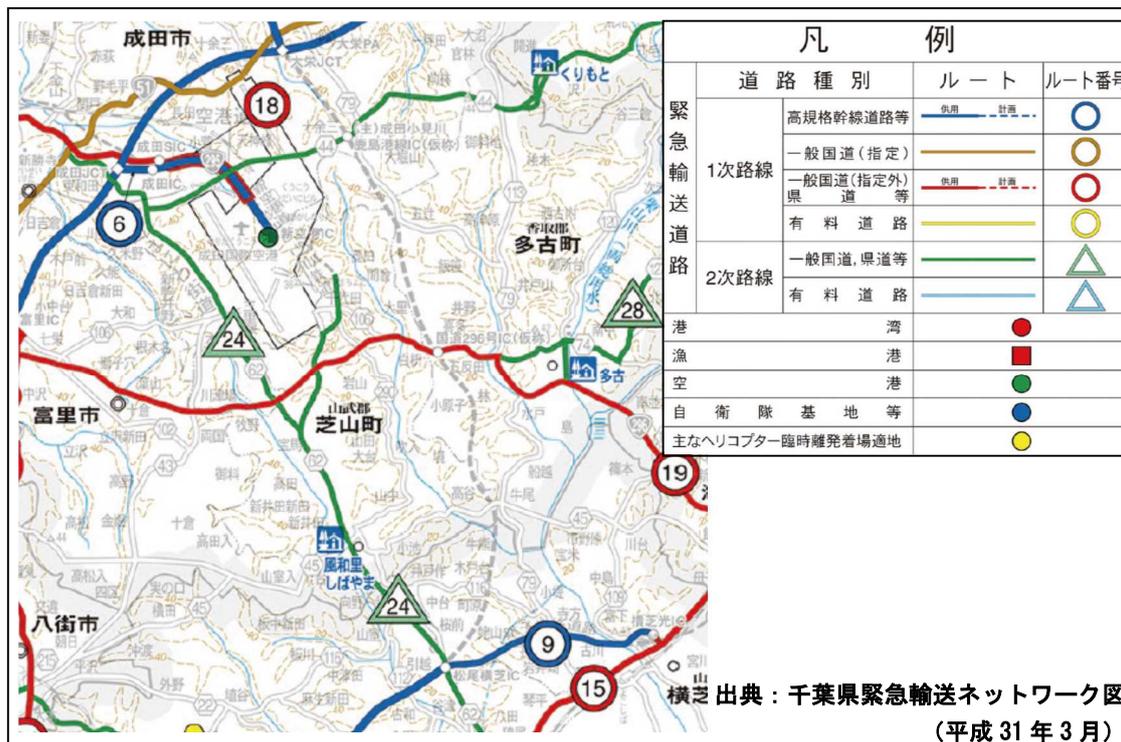
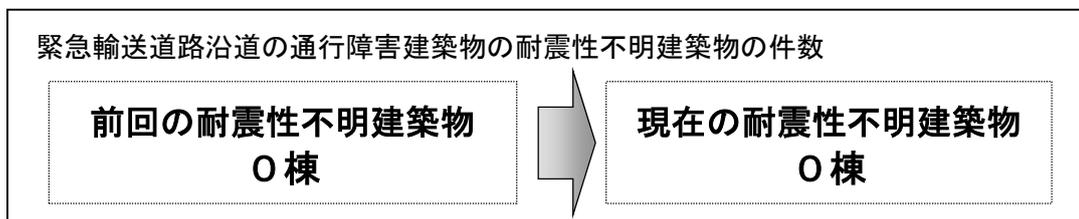


図 2-4 芝山町における緊急輸送道路

イ 緊急輸送道路沿道の通行障害建築物の耐震化の現状



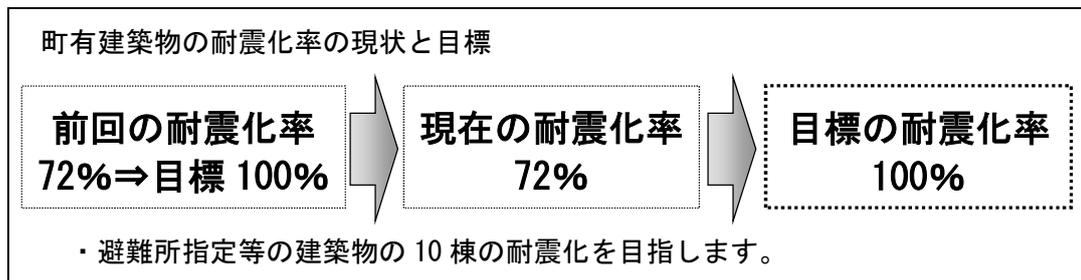
緊急輸送道路沿道の通行障害建築物の総棟数は7棟ありますが、全て昭和56年6月1日以降の新耐震基準による建築物です。

ウ 緊急輸送道路沿道のブロック塀等

県が実施した調査に基づき、該当するブロック塀等について耐震化を促進します。

4. 町有建築物の耐震化の現状と目標

(1) 町有建築物の耐震化の目標



町有建築物は、多数の町民が利用することや、災害時の活動拠点や避難施設になることから、耐震化を推進することが重要です。

庁舎等の防災拠点となる施設の耐震化率は 100%ですが、避難所に指定している学校や集会所等の耐震化率は 63%です。

町有建築物については、避難所に指定している学校（用途廃止となった旧東小学校、旧菱田小学校を除く）、集会所の耐震化を優先的に図るとともに、令和 7 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標に、『芝山町公共施設等個別施設計画（令和 2 年度策定）』に基づき計画的な耐震化に努めます。

表 2-4 町有建築物の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

区 分			建築物の棟数			耐震化率	
			全棟数 a	耐震性を 満たす 棟数 b	耐震性 不明 棟数 c	現 状 (令和2 年度) d=b/a	目 標 (令和7 年度)
動 に 必 要 な 施 設 活	①	災害応急対策の指揮、情報伝達 などを行う建築物 (庁舎、消防、保健センター等)	6	6	0	100%	100%
	②	避難所指定等の建築物 (学校、体育館、集会所、保育園等)	24	15	9	63%	
上 記 以 外 の 施 設	③	不特定多数が利用する建築物 (博物館、処理施設等)	9	9	0	100%	
	④	教員住宅	3	0	3	0%	
合 計			46	33	13	72%	100%

令和2年4月現在

第3章 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 基本的な取組方針

- ・住宅・建築物の耐震化は、自助・共助・公助[※]の原則を踏まえ、その所有者（以下「建物所有者」という。）によって行われることを基本とします。
- ・建築物の耐震化に対する補助制度について拡充や新設を検討します。
- ・町有建築物の耐震化を計画的に推進します。
- ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、千葉県や関係団体と十分連携して取り組みます。

(1) 建物所有者の主体的な取り組み

住宅・建築物の耐震化の推進にあたっては、自助・共助・公助[※]の原則を踏まえ、建物所有者は、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識し、耐震化に取り組む必要があることから、町では建物所有者に耐震化の重要性を自覚してもらうよう意識啓発に取り組みます。

(2) 町の支援

建物所有者の主体的な取り組みを支援するため、県と連携し、建築物の耐震化に対する補助制度について拡充や新設を検討します。

(3) 町有建築物の耐震化

公共施設等個別施設計画に基づき、町有建築物は、多数の町民が利用することや、災害時の活動拠点や避難施設になること、さらに、民間建築物の耐震化への取り組みを先導していく役割を担うことから、計画的に耐震化を推進していきます。

(4) 関係者との連携

県や関係団体及び建物所有者等との適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

※自助・共助・公助：大規模な災害発生時は公の機関だけで対策を行うには限度があります。そこで住民や事業所（自助）、近隣住民や自主防災組織（共助）、町や県・国（公助）がそれぞれの役割を果たし、防災対策や災害時の対応を進めることで被害の拡大を防ぐものです。

2. 普及啓発

- ・町広報・ホームページ等を活用した普及啓発
- ・戸別訪問等による啓発
- ・千葉県と連携した耐震相談会の周知
- ・不動産取引を通じた周知
- ・税の特例措置に関する周知

建物所有者等に対し、自らの生命、身体及び財産と住宅・建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、町民の住宅・建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行います。

(1) 町広報・ホームページ等を活用した普及啓発

町広報やホームページ等を用いて、地震の危険性や耐震診断・耐震改修の手法等を周知し、耐震化の重要性について意識啓発に努めます。さらにホームページに住宅・建築物の耐震化に係る各種情報を掲載して啓発を行います。

(2) 戸別訪問等による啓発

旧耐震基準で建てられた住宅の所有者に対し、戸別訪問等による耐震化助成制度についてご案内します。

(3) 千葉県と連携した耐震相談会の周知

県では県内市町村で毎年一般の方が建築士に無料で相談できる「わが家の耐震相談会」を開催しています。県と連携しながら「わが家の耐震相談会」の周知し、住宅の耐震化の必要性について啓発を行います。

(4) 不動産取引を通じた周知

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者の行う重要事項説明において、耐震診断の実施状況に関する事項の説明が義務付けられていることから、関係団体等と連携して町民への周知を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断・耐震改修工事の実施について促進します。

(5) 税の特例措置に関する周知

一定の耐震改修を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額及び工事が完了した翌年の固定資産税額が一定額控除されます。この特例措置について町民への周知を図り、建物所有者等による自発的な耐震診断・耐震改修の実施を促進します。

※なお、本特例措置所得税については、令和3年12月31日まで、固定資産税については令和4年3月31日までの制度となります。

3. 耐震化を促進するための環境整備

- ・ 相談体制等の充実
- ・ 信頼できる耐震診断技術者等の情報提供
- ・ 自主防災組織との連携に関する事項

建物所有者等が耐震化に取り組みやすいように、相談への対応体制を充実するとともに、耐震診断を行う技術者の養成等のほか、自主防災組織との連携などの環境整備を進めます。

(1) 相談体制等の充実

建物所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修工事を実施できるようにするため、気軽に立ち寄れる相談窓口の周知と相談窓口における助成制度について町民への情報提供を充実します。

- ・ 町広報等を通じた相談窓口の案内・周知
- ・ 耐震改修工事の税制措置等
- ・ 木造住宅の耐震性に関する自己診断方法
- ・ その他の地震対策情報

(2) 信頼できる耐震診断技術者等の情報提供

県と連携し、耐震診断・補強設計に関し一定の水準を満たした技術者名簿を、町民に情報提供します。

(3) 自主防災組織との連携に関する事項

耐震化の促進は、その必要性について地域住民の意識の高揚が重要であることから、自主防災組織と連携して防災意識の啓発に努めます。

4. 耐震化の促進を図るための施策

- ・ 町有建築物の耐震化推進
- ・ 住宅の耐震化
 - 戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修費補助制度の利用促進
 - その他の住宅所有者への耐震化に関する周知等
 - 耐震診断から耐震改修工事への円滑な移行支援
- ・ 民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化
 - 民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
 - 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の活用

耐震化の促進策として、以下の施策を進めます。

(1) 町有建築物の耐震化推進

耐震化が必要な町有建築物については、『芝山町公共施設等個別施設計画（令和2年度策定）』に基づき、耐震診断や補強設計、耐震化工事等を推進します。

(2) 住宅の耐震化

■ 戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修費補助制度の利用促進

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に対しては、耐震診断や耐震改修にかかる費用の一部補助制度が創設されています。

より多くの方の活用を促進するため、広報等による周知のほか、当該木造住宅の所有者に対する戸別訪問の実施を検討します。

■ その他の住宅所有者への耐震化に関する周知等

老朽化した住宅については、所有者に対し耐震診断や耐震改修工事に関する周知と働きかけを行います。

■ 耐震診断から耐震改修工事への円滑な移行支援

耐震診断の結果により倒壊の危険性が高いと判定された建築物については、耐震改修工事の実施が図られるよう、所有者に対して耐震改修の方法や補助制度等の案内資料を送付するなどの働きかけを行います。

(3) 民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化

■民間の特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

民間建築物に関わる地震対策は、住宅・建築物の所有者等が自己の責任において、自らの住宅・建築物の安全性を確保することが原則です。特に耐震改修促進法に規定される各特定建築物の所有者は、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修工事を行うよう努めることが重要です。町では、こうした自助努力を促進していくため、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発に努めます。

また、民間の特定既存耐震不適格建築物の中でも、耐震診断結果の報告が義務付けられた建築物（要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物）については、県と連携し、優先して耐震化の要請を行います。

■建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の活用

自発的な耐震診断や耐震改修工事を促進するため、耐震性があると認められる特定建築物について耐震性を証明する「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を活用します。



図 3-1 基準適合認定建築物プレート

5. 関係団体との連携

- ・千葉県等との連携
- ・関係団体、NPO 団体等との連携
- ・地域住民との連携

県や関係団体等との適切な役割分担のもとに、連携・協力して住宅・建築物の耐震化の促進に取り組みます。

(1) 千葉県等との連携

県や他自治体との連携を図りながら、目標とする耐震化率実現のため住宅・建築物の耐震化に取り組みます。

(2) 関係団体、NPO 団体等との連携

建築士事務所協会、NPO 団体等の関係団体と連携し、耐震診断や耐震改修工事等の普及・促進に取り組みます。

(3) 地域住民との連携

耐震化を促進するためには、その必要性について地域住民の意識が高まることが重要であることから、町では、地域住民との連携を図るために、耐震化の促進のためのパンフレット配布等により、きめ細かな啓発活動を行います。

また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び共助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織との連携のもと、住宅・建築物の耐震化の啓発に努めます。

第4章 総合的な安全対策

- ・ 木造戸建て住宅に対する小規模型耐震改修工事の周知
- ・ 芝山町空家等対策計画に基づく空家対策との連携
- ・ 家具の転倒防止対策・耐震シェルター等の周知
- ・ ブロック塀等の安全対策
- ・ 落下物・倒壊物等の安全対策
- ・ リフォーム等にあわせた耐震改修工事の誘導
- ・ 建築物の敷地の安全対策

住宅・建築物の耐震化以外でも、大規模な地震に対する人命の保護や被害防止について必要な施策があります。町では以下のような関連施策を推進します。

1. 木造戸建て住宅に対する小規模型耐震改修工事の周知

大規模な震災が起こる度に、建築年が古く耐震性の不十分な危険な木造住宅の耐震化の重要性が証明されています。しかしながら、耐震診断を実施したとしても、新耐震基準を満たすような耐震改修工事を実施するためにはかなりの費用負担が生じます。

このため、倒壊する可能性はあるが瞬時に倒壊に至らない程度の小規模型耐震改修工事についても周知を検討します。

2. 芝山町空家等対策計画に基づく空家対策との連携

芝山町空家等対策計画を推進し、空家等の適正管理を促進することにより、建築物の改修や除却が図られ、耐震化促進につながることを期待されます。

特に、旧耐震基準の木造戸建て建築物が多く分布する、小池地区やはにわ台住宅団地における対策推進が有効と考えられます。

3. 家具の転倒防止対策・耐震シェルター等の周知

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や落下による負傷やこれに伴う避難の遅れなどが多く見受けられます。

展示会や町の広報などにより、家具の転倒防止対策の重要性について町民に周知します。

また、高齢者等が地震時の倒壊から生命や身体を守ることが期待できる耐震ベッド、耐震シェルター*等に関して、その概要や防災効果等を周知します。

※耐震シェルター：住宅の一部屋を改修して耐震性を高くし、安全空間を確保するもの

4. ブロック塀等の安全対策

昭和 53 年 6 月の宮城県沖地震では、27 人の死者の死因のうち、16 人がブロック塀

等の倒壊によるものであり、その危険性が問題となりました。また、平成 30 年の大阪府北部地震においても、倒壊事故が発生しており、ブロック塀等の安全確保対策が急務となっています。

このため、町では県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年 9 月）に基づき、小中学校等の通学路等に面したブロック塀等の点検パトロールと改善指導等に努めてきました。今後も所有者に対しては、（一財）日本建築防災協会が発行している『ブロック塀等の安全点検パンフレット』による普及啓発や、危険ブロック塀撤去等補助（平成 31 年創設）の活用を促し、ブロック塀等の安全対策を図ります。

5. 落下物・倒壊物等の安全対策

町では、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県 平成 2 年 11 月）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、窓ガラス等の落下に関する専門知識・技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努めます。

6. リフォーム等にあわせた耐震改修工事の誘導

耐震改修は、住宅・建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事や増改築工事、航空機騒音による障害の軽減を図るため、国土交通省告示により第 1 種区域として指定された区域内や騒防法第 1 種区域（令和 2 年 4 月 1 日告示）に隣接する共生財団が定めた区域における防音対策工事の機会に同時に耐震改修工事を実施することにより、それぞれの工事を別々に行うよりも効率的で費用も安く済みます。

このため、リフォーム等の予定がある場合には耐震改修工事を合わせて実施するように、広報やホームページで情報提供を行うとともに窓口での事業の案内を進めます。また、関係団体とも連携・協力して、耐震化の必要性を説明するとともにリフォーム費用の一部が補助される町の補助制度の活用を促し、住宅等の耐震化を促進します。

7. 建築物の敷地の安全対策

地震により斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地をはじめとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、県と連携を図り建築物の敷地についての安全対策を推進します。

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

（平成 18 年 1 月 26 日 国土交通省告示第 184 号）

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日 国土交通省告示第 1381 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項**1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担**

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28

号。以下「規則」という。)第22条(規則附則第3条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばいいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターへの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項（略）

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合には、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合には、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則 （略）

2. 耐震改修促進法（抜粋）

（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）

最終改正 平成 30 年法律第 67 号にもとづく改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 （略）

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築部の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建

建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行われたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建

建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築部であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適格な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適格な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国

- 土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- （1） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- （2） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないとき

は、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

3. 芝山町木造住宅耐震診断・耐震改修補助制度

(1) 耐震診断補助金

■ 補助対象住宅

- ① 芝山町内に現に存するものであること。
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日（建築基準法の旧耐震基準）以前に着工されたものであること。
- ③ 地上階数が 2 以下であること。
- ④ 木造の一戸建て住宅及び併用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上が居住部分であること。）であること。

■ 補助対象耐震診断方法

一般社団法人千葉県建築士会または公益社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する会員であつて、千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習修了者名簿に登録されたものが「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づき行う一般診断法または精密診断法による耐震診断であること。

■ 補助対象者

補助の対象となる木造住宅に自ら居住し、所有していること。

※町税等を滞納している方は補助を受けることはできません。

■ 補助金の額

耐震診断に要した費用の 3 分の 2 の額（その額に 1, 000 円未満端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、8 万円を限度とします。

(2) 耐震改修補助金

■ 補助対象住宅

- ① 芝山町内に現に存するものであること。
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日（建築基準法の旧耐震基準）以前に着工されたものであること。
- ③ 地上階数が 2 以下であること。
- ④ 木造の一戸建て住宅及び併用住宅（延べ面積の 2 分の 1 以上が居住部分であること。）であること。
- ⑤ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定（集団規定であるものに限る。）に違反していないこと。
- ⑥ 耐震診断において「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」または「一応倒壊しない」となり、耐震性の向上が期待できるものであること。
- ⑦ 補助金交付の決定を受けた年度の 2 月末までに補助対象事業を完了できるものであること。

■ 補助対象耐震改修方法

「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」または「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理であること。

■ 補助対象者

補助の対象となる木造住宅に自ら居住し、所有していること。

※町税等を滞納している方は補助を受けることはできません。

■ 補助金の額

耐震改修に必要な設計費、工事監理費、工事費に要する額の一部の合計となります。

- ① 設計費の3分の2の額に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額4万円）
- ② 工事監理費の3分の2の額に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額6万円）
- ③ 工事費の100分の23の額に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額40万円）

問合せ先：芝山町役場企画空港政策課都市計画係 電話：0479-77-3909 ファクス：0479-77-0871
--

4. 危険ブロック塀等対策事業補助制度

■ 補助対象者

- ・ブロック塀等（※1）の所有者

※町税などを滞納している方、販売目的での整地・解体を行う方、公共事業などの用地取得に伴う損失補償の対象となる危険ブロック塀などの撤去を行う方などを除く。

（※1）ブロック塀等とは、コンクリートブロック塀、組積造（レンガ造など）の塀、万年塀その他これらに類する塀および一体の門柱ならびに基礎

■ 補助対象となるブロック塀等

以下の要件を全て満たす必要があります。

- 芝山小学校の敷地からおおむね 500 メートル以内の区域に存在すること
- 道路面からの高さが 1. 2 メートルを超え、かつ、高さがブロック塀と道路境界までの水平距離より高いもの
- 道路に面していること
- 町役場職員による事前調査で危険と判断されたもの

■ 補助対象となる工事

- ① 危険コンクリートブロック塀等撤去・・・全撤去または高さ 40 センチメートル以下に減じる工事
- ② 軽量フェンス等設置

■ 補助金額

- ① 危険ブロック塀等撤去

次のいずれかのうち最も少ない額

- ア 撤去費用×1/2
- イ 撤去延長×10,000 円/m
- ウ 100,000 円

- ② 軽量フェンス等設置

次のいずれかのうち最も少ない額

- ア 設置費用×1/2
- イ 設置延長×10,000 円/m
- ウ 150,000 円

■ 受付開始日

- ① 事前調査

事前にブロック塀等の事前調査申請が必要となります。

- ② 事前調査申請期間

令和 2 年 4 月 1 日(水曜)から

※土曜日・日曜日・祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- ③ 事前調査申込方法

事前調査申込申請書およびブロック塀等の現況写真・付近案内図を都市計画係まで提出
なお事前調査申込申請書は都市計画係窓口およびホームページにて配布します。

※工事契約後や既に撤去している場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

問合せ先：芝山町役場企画空港政策課都市計画係
電話：0479-77-3909 ファクス：0479-77-0871

5. 耐震改修に関する税の特例措置

(1) 所得税の特例措置

一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除されます。（適用期限：令和3年12月31日）

耐震改修促進税制

適用期限：平成21年1月1日～令和3年12月31日

【所得税の投資型減税（住宅ローンの借入れの有無にかかわらず利用可能）】

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の耐震基準）に適合させる耐震改修を行った場合について、当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額（上限：250万円）の10%がその年分の所得税額から控除されます。

◆適用を受けるための主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②家屋が昭和56年5月31日以前に建築されたものであること
- ③改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類を税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②登記事項証明書（昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを明らかにする書類）
- ③増改築等工事証明書*1または住宅耐震改修証明書*2

*平成29年3月末までに耐震改修を完了している場合は、住宅耐震改修証明書

※1 増改築等工事証明書は、

- ①登録された建築士事務所所属する建築士、
- ②指定確認検査機関、
- ③登録住宅性能評価機関、
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人

のいずれかに発行を依頼して下さい。

※2 住宅耐震改修証明書は、地方公共団体に発行を依頼して下さい。

*平成29年3月末までに耐震改修を完了している場合は、上記①～④の者または地方公共団体のいずれかに「住宅耐震改修証明書」の発行を依頼して下さい。

<標準的な工事費用相当額>

以下の表の左欄の項目に応じ、中欄の金額に右欄の単位を乗じたものの合計額です。

改修工事内容	単位あたりの金額 (令和元年12月31日までに耐震改修工事を行った場合は、中欄のカッコ内の額とする)	単位
木造の住宅(以下「木造住宅」という。)の基礎に係る耐震改修	15,400円(15,900円)	家屋の建築面積(単位 m ²)
木造住宅の壁に係る耐震改修	22,500円(23,400円)	家屋の床面積(単位 m ²)
木造住宅の屋根に係る耐震改修	19,300円(20,200円)	施工面積(単位 m ²)
木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るもの以外の耐震改修	33,000円(34,700円)	家屋の床面積(単位 m ²)
木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修	75,500円(78,000円)	家屋の床面積(単位 m ²)
木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修	2,671,100円(2,552,000円)	箇所数
木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るもの以外の耐震改修	259,000円(267,600円)	家屋の床面積(単位 m ²)

出典：国土交通省ホームページ

(2) 固定資産税の特例措置

一定の耐震改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額されます。（適用期限：令和4年3月31日）

6. ブロック塀等の安全性確保に向けた所有者向けの啓発チラシ

一般財団法人 日本建築防災協会発行

あなたの周りは大丈夫? 今すぐブロック塀等の 点検を!

～安全なブロック塀等を目指して～

所有者のみなさまへ

危険なブロック塀等を放置すると、地震時に倒壊してしまった場合、人に危害を加えてしまうことがあります。また、避難や救助の妨げになると、周辺の方々に迷惑をかけてしまいます。安全な塀であるかを点検し、危険と思われる時は専門家に相談しましょう!

一般財団法人 日本建築防災協会
協力: ブロック塀等の安全性確保に向けた関係団体連絡会議

～所有者のみなさまへ～

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震をはじめ過去の地震においても、ブロック塀等の倒壊によって犠牲者が発生しています。ブロック塀等の倒壊を二度と起こさないよう、みなさま一人ひとりが、ブロック塀等の所有者としての維持管理の責任を認識し、日頃より安全点検を行うよう心掛けることが大切です。

ブロック塀等は、防火といった安全面や、通行人からの視線を遮りプライバシーを確保するなどといった役割も果たします。

防火

プライバシー

地震によりブロック塀が倒壊
地震によりブロック塀の一部が倒壊
地震により石塀が倒壊

ポイント

ブロック塀等の倒壊を繰り返さないために…

- ① ブロック塀等の安全性を確保することは所有者の責務です。塀の倒壊により、周辺の方々に迷惑をかけるないようにしましょう!
- ② 既存の塀については、自分で安全点検し、わからないことがある場合や危険な塀とわかった場合は、速やかに専門家に相談しましょう!
- ③ 地方公共団体によっては、ブロック塀等の安全対策に係る補助金など支援制度が設けられている場合もあります。お住まいの地方公共団体へ支援制度を確認しましょう!
- ④ 地方公共団体によっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口を確認しましょう!

既存の塀を安全点検する場合

外観のみで安全点検ができるチェックシートです。自分で行う安全点検のポイントで適合か不適合かわからない場合は、「×(不適合)」を選択しましょう。このチェックシートを使って、自分で行う安全点検のポイントに一つでも「×(不適合)」がある場合や、わからないことがある場合は、専門家に相談してください。専門家への相談については、本パンフレット巻末の「相談窓口」を参照してください。

ここに注目

「ブロック塀等」と一言でいっても、補強コンクリートブロック造の塀と組積造の塀が存在します。それぞれの塀で安全点検のポイントが異なるので注意してください。

補強コンクリートブロック造の塀は、コンクリートブロックに鉄筋が入った塀をいいます。

A. ブロック塀
の項目を確認してください。

組積造の塀は、石やれんが等を積み上げてつくられた塀をいいます。

B. 組積造の塀
の項目を確認してください。

A. ブロック塀

～自分で行う安全点検のポイント～

1 塀は高すぎないか

塀の高さは地面から2.2m以下ですか?

チェック結果: (適合) (不適合)

危険 高すぎる塀は危険です!

ブロック塀の高さは最高で2.2mです。ブロック塀の1段の目安は20cmです。塀の両側で地面の高さが異なる場合は、安全側の判断として地面の低い側から塀の頂部までの高さを測りましょう。

2 塀の厚さは十分か

塀の厚さは15cm以上*ですか?
*塀の高さが2m以下の場合は10cm以上

チェック結果: (適合) (不適合)

危険 薄いのより厚いものの方が、鉄筋のかぶり厚さが増すので耐久性が向上します。

高さに応じたブロック塀の厚さがないと危険です!

3 控え壁があるか

長さ3.4m以下ごとに、高さの1/5以上突出した控え壁はありますか?
(塀の高さが1.2m超の場合のみ)

チェック結果: (適合) (不適合)

危険 ブロック塀に対して直交に壁をつけることで、地震時に倒れにくくなります。ブロック塀の高さが例えば2mの場合は、ブロック塀の長さ3.4m以下(ブロック8個が目安)ごとに長さ40cm以上の控え壁が必要です。

控え壁とは、壁を強めるために塀に直交して突出した壁をいいます。

控え壁がないと、ブロック塀が地震時に倒れてしまうこともあります!

控え壁の長さ: 突出部1.0m以上 (突出部8個が目安)
控え壁の厚さ: 40cm以上

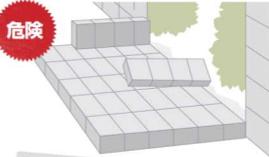
4 基礎があるか

コンクリートの基礎がありますか？

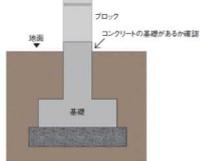
チェック結果
○ (適合) X (不適合)

危険

基礎がきちんとつくられていないとブロック塀が地震時に根元から倒れてしまうこともあります！



地面より上にあるブロックの最下段の下に、コンクリートの基礎があるかを確認してください。



5 塀が傾いたりしてないか

塀に傾きやひび割れがないですか？

チェック結果
○ (適合) X (不適合)

危険



目に見えて判断できる傾きやひび割れがなくても劣化が進んでいる場合があります。塀が劣化しつつあるサインとして、ブロック表面の鉄筋の錆び汁(茶色のにじみ)や著しい白い物質の付着(ブロック内部に雨水が浸入するなどによりコンクリートの成分が溶け出し表面で白く固まったもの)があります。

傾いている塀やひび割れている塀は劣化が進んでいるおそれがあり危険なので、塀には近付かないようにしましょう！

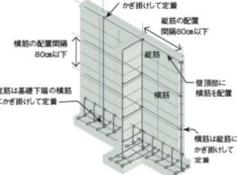
5項目のうち1つでも「X(不適合)」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

～専門家に相談しましょう～

以下の2項目は、外観の目視では安全点検ができない項目です。

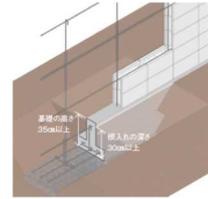
1 塀に鉄筋はありますか？

- 塀の中に径9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置
- 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋を配置
- 縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛け



2 基礎の寸法は十分ですか？ (塀の高さが1.2m超の場合のみ)

- 基礎の高さが35cm以上
- 基礎の根入れの深さ(基礎が土の中に入っている深さ)が30cm以上



B. 組積造の塀

～自分で行う安全点検のポイント～

以下の項目は、外観の目視で点検ができますが、わからないことがあれば専門家に相談してください。

1 塀の高さ

地面から1.2m以下

2 塀の厚さ

塀の高さの1/10以上の厚さ(高さ1.2mの場合は12cm以上)

3 控え壁

塀の長さ4m以下でここに塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁

4 基礎

基礎があること

5 傾き・ひび割れ

塀に傾きやひび割れがないこと

チェック結果
○ (適合) X (不適合)



5項目のうち1つでも「X(不適合)」がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談しましょう！

～専門家に相談しましょう～

外観の目視では安全点検ができない項目です。

※組積造の塀においても鉄筋で補強する方法があるので、塀の中の鉄筋の有無についても確認しましょう。

6 基礎の寸法

基礎の根入れの深さが20cm以上

||||| 塀をつくる場合 |||||

- ① 塀をつくる場合は、建築基準法に適合させる必要があります。建築基準法上の手続き(建築確認)が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう！
- ② 信頼できる施工業者等に工事を依頼し、契約書や設計図面、見積書などをしっかりと保存しておきましょう！

ここでは、塀をつくる場合の留意点として、特に施工業者等とのやりとりにおける事項を示します。

1 建築基準法上、必要な手続きを確認しましょう。

「建築確認」が必要となる場合もあるので、施工業者等に確認しましょう。



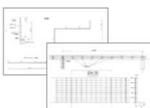
2 しっかりと工事契約を結びましょう。

契約行為を行うことが基本です。書面で契約内容を確認し、信頼できる施工業者等を選びましょう。わからないことがある場合は、しっかりと施工業者等に確認しましょう。
地面の中の基礎や塀の内部の鉄筋などは、塀が完成すると見えなくなってしまいます。きちんと工事がされているかを確認するために、工事期間中に現場を見に行くことをお勧めします。



3 契約書や設計図面、見積書(内訳書)、その他関係書類(確認済証や検査済証等)をセットにして、しっかりと保管しましょう。

塀を新しく作る場合は、施工業者等がつくる設計図面や見積書等をしっかりと保管しておきましょう。
工事後の不具合や補修の際に必要です。
図面が残っていれば、いざ不具合が見つかった場合に補修計画が作りやすく、時間や費用、手間が抑えられます。



||||| ブロック塀等の安全対策に対する支援等 |||||

ブロック塀等の調査・点検、改修、撤去、撤去後の新設等に係る費用について、地方公共団体によっては支援制度が設けられている場合があります。地方公共団体ごとの支援制度の有無については、下記ホームページをご覧ください。また、支援制度の詳細については、お住まいの地方公共団体へお問い合わせください。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/block/>

例えば、次のような支援があります。

- 例1) ブロック塀等の撤去に対する補助金
▶ 危険なブロック塀を撤去する工事に対する支援
- 例2) ブロック塀等の改修に対する補助金
▶ 撤去後に安全な塀または生垣をつくる工事に対する支援

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の改正に伴い、平成31年1月1日以降、地方公共団体が指定する避難路沿道の一定の高さ・長さを超えるブロック塀等について、耐震診断の実施と診断結果の報告を義務付けている場合があります。対象となる道路や報告期日等については、お住まいの地方公共団体の耐震改修の担当窓口へお問い合わせください。



安全なブロック塀等への改修例

||||| 相談窓口 |||||

ブロック塀等の診断・施工に関するご相談は、

■(公社)日本エクステリア建設業協会
住宅の外構専門の工事業者の団体

03-3865-5671 / <https://jpex.or.jp/>

その他、ブロック塀等の診断・設計に関するご相談は、

■(公社)日本建築士会連合会(※)
建築士の団体による連合会

<http://www.kenchikushikai.or.jp/about-our-society/sodanmadoguchi.html>

■(一社)日本建築士事務所協会連合会(※)
建築士事務所の団体による連合会

<http://www.njr.or.jp/society/>

■(公社)日本建築家協会(※)
建築の設計監理を行う建築家の団体

http://www.jia.or.jp/guide/about_jia/organization_jia.htm

※ URL先に記載の各都道府県の団体へご相談ください

ブロック塀等に使用するコンクリートブロックに関するご相談は、

■(一社)全国建築コンクリートブロック工業会
コンクリートブロックの製造者を中心とした団体

03-3851-1076 / <https://www.jcba-jp.com/>

その他(住宅相談窓口/建築物耐震化促進)に関するご相談は、

■(公財)住宅リフォーム・競争処理支援センター
住宅専門の相談を受け付ける団体(住まいのダイヤル)

0570-016-100 / <http://www.chord.or.jp/index.php>

■(一財)日本建築防災協会
建築物の耐震化を促進・支援する団体

03-5512-6451 / <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

Memo

図版イラストの掲載は、(一社)全国建築コンクリートブロック工業会、(公社)日本エクステリア建設業協会の協力を得ています。

7. 芝山町地震ハザードマップ

揺れやすさマップ

地震発生時に予想される最大震度をお知らせするために作成した地図です。

揺れやすさマップができるまで

想定される地震が発生したときに、本町の各地域で予想される最大震度を表示したのが、揺れやすさマップです。揺れやすさマップは、地震防災マップ作成技術資料(内閣府、平成17年3月)を参考にして次の手順で作成しています。

- ①本町に大きな影響を与えることが予想される地震を選び、震源や規模などを設定(本町で想定される地震)に示した地震について検討しました。
- ②それぞれの地震について震源からの距離と揺れの強さの関係を用いて、地表近くの硬い地盤までの揺れの大きさを計算
- ③表層の地盤の揺れやすさを加味して、想定される地震ごとの震度分布図を作成
- ④想定される地震ごとの震度分布図のうち、その地域で最も大きな震度を採用し、揺れやすさマップを作成

震度階級・計測震度

地震の大きさ＝震度とは何か
地震が起こったとき、ある場所での揺れの程度を示すのが震度です。震度には、身体に感じない地震の震度0から震度1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、そして震度7までの10階級に分けて発表されます。

震度階級	震度7		震度6強			震度6弱	
	計測震度	6.5以上	6.4	6.3	6.2	6.1	6.0
人の体感・行動	立つていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。						立つていることが困難になる。
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。						固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。						壁のタイルや窓ガラスが破損、落下するものもある。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。
本建建築物住宅	耐震性が高い 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。						壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
	耐震性が低い 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。						壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものがある。傾くものや、倒れるものがある。

※計測震度は、震度計で計測される震度です。本町では、計測震度が4以上は、想定されませんでした。

出典：気象庁地震情報編纂解説資料

本町で想定される地震

地震のタイプ	プレート境界で発生する地震	全国どこでも起こりうる直下の地震
想定する地震	東京湾北部地震 (マグニチュード7.3程度) 茨城県南部地震 (マグニチュード7.3程度)	本町直下の地震 (マグニチュード6.9程度)
地震の概要	近い将来、関東地方南部のいずれかで起こる可能性の高いプレート境界のマグニチュード7級の地震です。関東地方全域で見ると、今後30年以内の発生確率70%程度、50年以内の発生確率90%程度と推定されています。	この地震は、いつでも発生するが予測することが困難です。発生すると町内では、河川沿いの地域で震度6強、その他の地域で震度6弱とすることが予想されます。
本町で想定される震度	発生すると町内では、河川沿いの地域で震度6弱、その他の地域で震度5強とすることが予想されます。	発生すると町内では、ほぼ全地域で震度6弱とすることが予想されます。

※本町で発生する大きな地震は、「活動期」として記録され、数千年周期で繰り返す活動をしています。一方、地表に現れていない「活動期」が活動し、大きな被害を及ぼすことがあります。このような地震の規模は、マグニチュード6弱～最大6程度までですが、全国どこでも発生する危険があります。

地図の見方

凡例	
	避難所
	町役場
	消防機関
	警察機関
	医療機関
	郵便局
	要援護者施設 (災害時に要援護者となる方々が利用している施設)
	町界
	鉄道
	国道
	県道・主要地方道
	主要河川

震度階級・計測震度凡例	
震度階級	計測震度
震度6強	6.3
震度6強	6.2
震度6強	6.1
震度6強	6.0
震度6弱	5.5～5.9

液状化危険度マップ

地震発生時の液状化の可能性をお知らせするために作成した地図です。

●液状化危険度マップかてきるまで

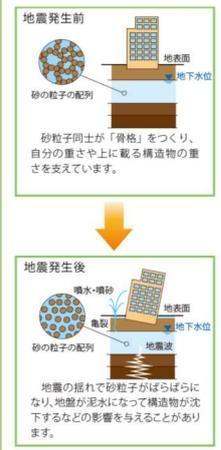
液状化危険度マップは、液状化地域ゾーニングマニュアル(国土庁防災局、平成11年1月)を参考に作成しています。

- ① 本町内の地形を地形分類にもとづき分類します。
- ② それぞれの地形に応じた液状化の発生しやすさの違いから、液状化の可能性を推定します。



●液状化とは

液状化とは、地震により砂地盤を構成する砂粒子がばらばらになり、周辺が地下水で満たされ地盤が泥水となり、地盤の強度が弱まったり、地盤の沈下が発生する現象です。



●地図の見方

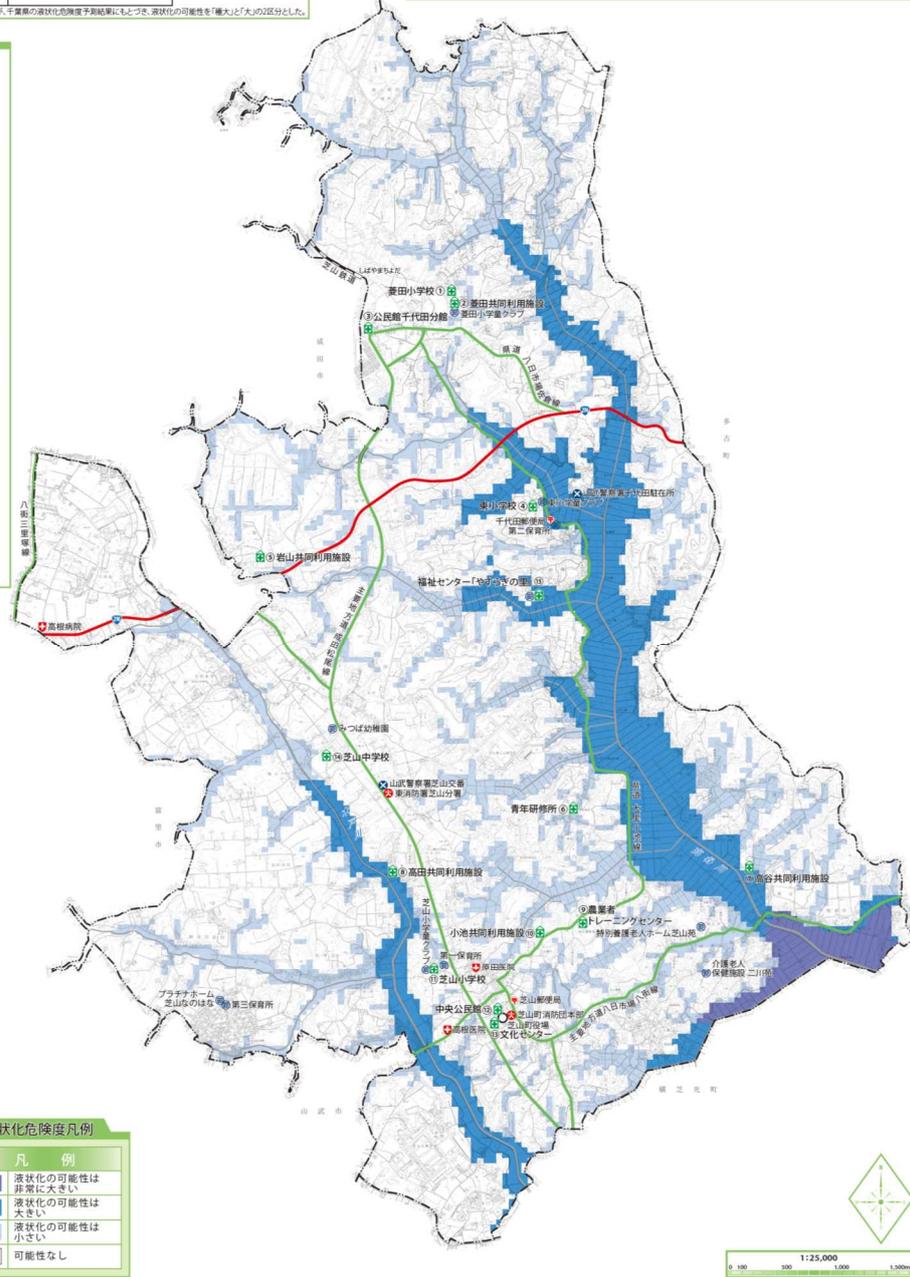
- | 凡 例 | |
|-----|-----------------------------------|
| | 避難所 |
| | 町役場 |
| | 消防機関 |
| | 警察機関 |
| | 医療機関 |
| | 郵便局 |
| | 要援護者施設
(高齢者に事業を必要とする方が利用できる施設) |
| | 町界 |
| | 鉄道 |
| | 国道・主要地方道 |
| | 主要河川 |

●液状化危険度凡例

- | 凡 例 | |
|-----|----------------------|
| | 最大
液状化の可能性は非常に大きい |
| | 大
液状化の可能性は大きい |
| | 小
液状化の可能性は小さい |
| | 無
可能性なし |

●避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号(高島0479)	避難対象区域
①	菱田小学校	菱田1041	78-0007	菱田東、中郷、辺田、中谷津
②	菱田共同利用施設	菱田1041-2	78-0906	菱田宿、住母家
③	公民館千代田分館	大里18-52	78-1295	千代田、坂志岡
④	東小学校	大里2631	78-0016	加茂、白根、浅川・稲葉
⑤	岩山共同利用施設	朝倉394-16	77-0965	岩山、朝倉
⑥	青年研修所	大台724	77-2089	大台北、大台宿
⑦	高谷共同利用施設	高谷71-1	77-0911	高谷、殿部田、境、宮崎
⑧	高田共同利用施設	高田6	—	高田東、高田西
⑨	農業者トレーニングセンター	小池1557	77-2291	小池7、山中東、山中西、上吹入、下吹入
⑩	小池共同利用施設	小池2325-1	77-0906	小池6
⑪	芝山小学校	新井田63	77-0015	ほにわ台東、ほにわ台南、ほにわ台北1・2、小池9、大台南、新井田、新井田新田、ハニワ台ニュータウン
⑫	中央公民館	小池982	77-0066	小池1、小池2、小池8、小池5、バレルド
⑬	文化センター	小池973	77-1861	小池3、小池4、小池5、バレルド
⑭	芝山中学校	高田239-1	77-0130	大台西、牧野東、牧野西、宝馬、川津場、あけぼの、三組一本松、スカイレジャ
⑮	福祉センター「やすらぎの里」	飯橋126-1	78-0294	小原子、飯橋、山田、谷平野



芝山町地震ハザードマップ

地震ハザードマップについて

日本列島は、古くから繰り返し地震による被害を受けてきました。最近では平成7年の阪神・淡路大震災（阪神・淡路大震災）、平成10年の新潟県中越前地震、平成19年の新潟県中越前地震などが発生してきています。これらの地震による被害者の多くが、倒壊した住宅に押し潰されてきた「圧死」でした。このような被害を減らすためには、住宅の耐震性が重要になってきます。

本町では、想定される最も大きな地震が発生したときに予想される地域ごとの建築物の危険度を示した「地域危険度マップ」、各地域で予想される最大震度を示した「震度やすさマップ」及び地震の発生可能性を示した「震度危険度マップ」から構成される「地震ハザードマップ」を作成しました。住民の皆さんが自宅周辺や通勤・通学路などの「建築物の危険性」、「最大震度」及び「震度危険度」を把握し、地震への備えを行うために「地震ハザードマップ」を大切にしてください。

お問い合わせ先 芝山町建設課
TEL 0479-77-3003
E-mail soumasu@town.shibayama.lg.jp

平成23年3月作成

地域危険度マップ

地震発生時の建築物の危険性をお知らせするために作成した地図です。

※ 建築物の危険度は、建築物の築年数や構造、震度やすさ、震度危険度などによって異なります。

恐ろしい家屋の倒壊

地震による死者やケガの原因で最も多いのは、家屋の倒壊や家具の転倒による「震死・圧死」であり、阪神・淡路大震災での死者の約8割を占めています。

※ 震度やすさマップと地域危険度マップを併せて見ると、震度やすさが高い地域で、地域危険度も高い地域が多いことがわかります。

皆さんの生命・財産を守るためには、**住宅・建築物の耐震化が極めて重要**です。

建築物の危険度分類

地域危険度マップは、大字ごとに分布する建築物の築年数や構造を調査し、その割合と50mメッシュ単位で求められた震度やすさをもとに算出される建築物の割合を示したものです。危険度の数値が大きくなるほど地域で被害を受けやすい建築物の割合が大きくなります。地域危険度マップは、地震防災マップ作成技術資料（内閣府、平成17年3月）を参考に作成したものです。

震れやすさマップ
<各地域の最大震度>
メッシュごとの震れやすさ

地域危険度マップ
<建築物の危険度>
メッシュごとの危険度
数字が大きいほど危険

大字ごとに建築物の危険度を考慮した建築物分布



危険度区分

危険度	割合
危険度1	5%未満
危険度2	5%以上 10%未満
危険度3	10%以上 20%未満
危険度4	20%以上 30%未満
危険度5	30%以上

- ### 地図の凡例
- 避難所
 - 消防機関
 - 医療機関
 - 児童館
 - 公民館
 - 児童遊園地
 - 公園
 - 河川
 - 道路
 - 鉄道
 - 国道
 - 県道・主要地方道
 - 主要河川

住まいの耐震性を確認しよう

地震による死者の多くは、建築物の倒壊や家具の転倒によるものです。建築物の耐震性を確保することは、地震による死者を減らすことにつながります。また、地震後の避難・救助活動にも有効となりますので、建築物の耐震性を確認し、必要に応じて耐震改修や補修を検討しましょう。

木造住宅の耐震診断

耐震診断は、新築時（昭和56年6月1日施行）にもとづき設計されていますか？
耐震診断の結果を踏まえて、大地震による倒壊の危険度は低くなります。
住宅が過去に大きな災害を経験したことがありますか？
築年による経年劣化があると危険です。
住宅が傾いているのが気になりますか、壁に亀裂のひび割れが入っている、腐って大きな穴があくなど、地震に関わる基本的な住宅の性質に問題が認められますか？
耐震性の判断には建築の専門知識が必要となります。自治体の窓口がなくても、耐震診断を受けることが可能です。

賃貸住宅の耐震診断

阪神・淡路大震災では木造住宅ばかりでなく賃貸住宅にも大きな被害がありました。賃貸住宅の耐震性は住民相互の合意形成が必要です。良好な住環境を維持するためにも、早めに耐震診断・耐震改修に取り組みましょう。



地震ハザードマップの活用

自宅周辺の揺れくわいの把握や、避難所やよく行く場所までの道のりや安全確保などに、次のように活用してください。

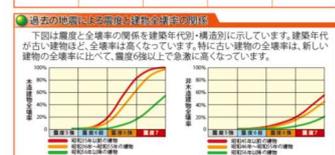
- 揺れやすさを確認する
- 危険度を把握する
- 避難所やよく行く場所を確認する
- 揺れやすさを確認する
- 危険度を把握する

地震による住宅の被害の軽減

全壊、大半壊、半壊、半壊以下

居住のための被害を減らすためには、耐震性を高めることが重要です。耐震性の高い住宅は、地震発生時の被害を軽減し、居住者の安全を確保します。

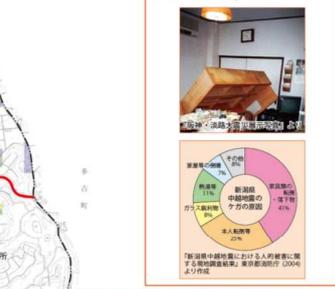
耐震性の高い住宅の割合は、平成19年の調査で、全壊が約10%、大半壊が約10%、半壊が約10%、半壊以下が約70%とされています。



家具や家電製品の地震対策

住宅の倒壊を免れても、タンスなどの家具が転倒、テレビや電子レンジが飛び、ガラスが破れるなど、何気ないものが一瞬にして凶器になります。

新築中・超地震によるケガの原因は4割以上が家具類の転倒・落下とされています。また、ケガをする中で避難行動に大きな支障がでることがあります。



家具の転倒・落下防止のためのポイント

家具や家電製品、ガラスなどが倒壊しないように、転倒防止に気をつけてください。

- 家具の転倒防止の対策は、転倒防止器具（地震対策）を使用することです。
- 家具の転倒防止の対策は、転倒防止器具（地震対策）を使用することです。
- 家具の転倒防止の対策は、転倒防止器具（地震対策）を使用することです。

避難所一覧

番号	施設名	所在地	電話番号	避難対象区域
①	芝山小学校	芝山1041	78-0007	芝山、中谷
②	芝山共同利用施設	芝山1042	78-0006	芝山、中谷
③	公団千代田分館	大宮18-52	78-1295	千代田、芝山
④	東小学校	大宮2631	78-0016	東、芝山、中谷
⑤	芝山共同利用施設	東谷34-16	77-0065	東、芝山
⑥	青年研修所	大宮724	77-2089	大宮、芝山
⑦	高谷共同利用施設	高谷711	77-0911	高谷、芝山、中谷
⑧	芝山共同利用施設	高谷6	77-0910	高谷、芝山
⑨	農業者トレーニングセンター	小池153	77-2291	小池、山中、中谷、上、下、中
⑩	小池共同利用施設	小池232-1	77-0906	小池
⑪	芝山小学校	新井633	77-0015	新井、芝山、中谷、中谷、小池、小池、小池、小池
⑫	中央公民館	小池982	77-0066	小池、小池、小池、小池、小池
⑬	文化センター	小池973	77-1861	小池、小池、小池、小池、小池
⑭	芝山中学校	高田239-1	77-0130	高田、高田、高田、高田、高田
⑮	福祉センター「やすらぎの里」	高田126-1	78-0294	高田、高田、高田、高田、高田

芝山町耐震改修促進計画（2021-2025）

発行日 令和3年3月

発行 芝山町企画空港政策課都市計画係

〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池 992

電話 0479-77-3909（直通）

FAX 0479-77-0871